

危機管理

1	安心安全	116
2	防災・危機管理	120
3	桜島火山対策	123

▶ 第56回 桜島火山爆発総合防災訓練



危機管理

危機管理関係については、交通安全対策や防犯対策などの安心安全なまちづくりに関する施策や桜島火山災害対策をはじめとする自然災害対策，原子力防災，国民保護などの防災・危機管理に関する施策を推進している。

1 安心安全

(1) 「鹿児島市安心安全まちづくり条例」

(施行期日)

平成17年10月4日

(目的)

犯罪，事故及び自然災害を未然に防止し，市民みんなが安心して暮らすことのできる安全なまちづくりについて，基本理念並びに市，市民等及び事業者の責務を定め，それぞれが連携し，及び協力することにより，安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現を図ることを目的とする。

(概要)

安心安全なまちづくりのため，自らの安全は自ら守るとともに地域の安全は地域で守るという基本理念のもと，市は，市民や事業者等の意見を積極的に反映させ，安心安全なまちづくりを推進するために必要な施策等を実施すること，市民等は，所有する土地等の適正な管理や市の施策への協力，犯罪等の発生時の通報等を行うよう努めることなどが盛り込まれている。

(2) 「鹿児島市暴力団排除条例」

(施行期日)

平成26年4月1日

(目的)

市及び市民等が，地域の安全は地域で守るという基本認識のもと，暴力団の排除に関し，基本理念を定め，市及び市民等の役割を明らかにするとともに，暴力団排除に関する施策等を定めることにより，市民の安全で平穏な生活の確保を図ることを目的とする。

(概要)

暴力団追放「三ない運動＋1」(恐れない，利用しない，金を出さない，交際しない)を基本に，市は，暴力団の排除に関する施策の推進や安全確保のための警察への保護要請などを，市民等は，市が行う取組への協力や市や警察等へ情報提供などを行うよう努めることを定めたほか，少年保護のための通報措置や特別強化地域の指定等が盛り込まれている。

また，条例の制定に際し，市と市教育委員会と市内三警察署とで協定を結び，連携の強化を図った。

(3) 「鹿児島市客引き行為等の禁止に関する条例」

(施行期日)

令和5年10月1日

(目的)

公共の場所における客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民等、事業者等及び地域団体と連携して、公共の場所を快適に通行し、又は利用することができる環境の形成を図り、もって安心して安全な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(概要)

安心して安全な地域社会の実現のため、市、市民及び事業者等の責務を規定するほか、客引き行為等禁止区域を指定し、同区域における客引き行為等を禁止する。

また、違反者に対し、指導・警告・命令を行い、命令に従わない場合は5万円以下の過料を科すほか、氏名等を公表することなどが盛り込まれている。

(4) 「鹿児島市犯罪被害者等支援条例」

(施行期日)

令和6年12月20日

(目的)

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、当該支援のための施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

(概要)

犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等のうち規則で定める者（犯罪行為により死亡した被害者の遺族、犯罪行為により重傷病を負った被害者、犯罪行為により従前の住居に居住することが困難になった被害者及びその遺族）に支援金等の支給を行うこと等が盛り込まれている。

(5) 安心安全まちづくり事業

安心安全まちづくりについての広報啓発や、安心安全まちづくりを総合的に推進するための「鹿児島市安心安全まちづくり推進会議」の運営などを行う。

(6) 安心安全まちづくりアドバイザー

安心安全なまちづくりを効果的に推進するため、交通安全、防犯、暴力団排除に関する専門的な指導や助言等を行う「安心安全まちづくりアドバイザー」を配置している。

(7) 安心安全パートナーシップ事業

犯罪等の未然防止に関する市民意識の向上や、市民自らが行う地域の安全の確保に関する自主的な活動の促進を図る。

○安心安全功労団体等表彰

○安心安全研修会の開催

○安心安全協力事業所の登録 など

(8) 安心安全地域リーダー育成事業

地域における事故防止や防災活動等のリーダーを育成するため、「鹿児島市安心安全アカデミー」を開催する。

① コース・受講人員

	コース	受講人員		コース	受講対象・人員
1	基礎コース	120人	2	マスターコース	基礎コース修了者 40人

※基礎コースの講座のうち指定された講座を受講した者には、認定特定非営利活動法人（認定NPO）日本防災士機構が実施する「防災士資格取得試験」の受験資格が与えられる。

- ② 講座回数 基礎コース8回・1回あたり2～3時間
マスターコース8回・1回あたり2～3時間

- ③ 受講料 無料

- ④ マスターコース修了者のうち、希望者を「安心安全推進員」に委嘱し、市と協働で安心安全なまちづくりを推進する。

(9) 安心安全推進員連絡協議会

安心安全アカデミーマスターコース修了者に委嘱している「安心安全推進員」の自主的な調査研究活動の促進や相互連携等を図るため、協議会の運営や研修会の開催等の活動を支援する。

(10) 安心安全教育指導員

防犯及び交通安全に関する知識を有する指導員を配置し、小学校、幼稚園、保育園、町内会などの要請により、防犯教室及び交通安全教室を開催し、防犯及び交通安全に関する知識の普及を図る。

(11) 地域安心安全推進指導員

地域の安全確保に関する自主的な活動を行う団体等で構成する地域安心安全ネットワーク会議の活動促進や、交通安全、防犯に係る啓発等を行うことにより市民との協働による安心安全なまちづくりを推進する。

(12) 地下壕安全対策事業

地下壕の安全対策を図るため、地権者等の同意を得て倉庫等の利用を除く立入り可能な地下壕の壕口の封鎖工事などを行う。

(13) 防犯団体連合会等への補助

犯罪を防止し、明るく住みよいまちづくりを推進している防犯団体を支援、育成強化するため補助金を交付する。

(14) 防犯灯に対する補助

防犯灯を設置し、維持管理する町内会等に対し、設置費及び電気料を補助する。

○防犯灯設置費補助金

- ・通常の防犯灯の新設、取替

区 分		補助金額
共 架 式	－	17,600円
小 柱 式	鋼管柱（溶融亜鉛メッキ等の防錆処理及び末口7.6cm以上）	74,400円
	上記以外	31,600円
小 柱 の み	鋼管柱（溶融亜鉛メッキ等の防錆処理及び末口7.6cm以上）	56,800円
	上記以外	14,000円

・特設防犯灯（町内会等のはざまの必要な箇所に設置する防犯灯）の新設

区 分	補助金額
共 架 式	68,200円
小 柱 式	156,000円

※特設防犯灯の取替については、通常の防犯灯の取替の補助金額に準ずる

○防犯灯電気料補助金

基準の範囲内で100％補助

（15）防犯灯管理者賠償責任保険の補助

防犯灯による事故の損害賠償に備えるため、町内会等の防犯灯に係る損害賠償責任保険の加入に対し助成する。

（16）街頭防犯カメラ設置費の補助

犯罪のない安心安全なまちづくりを推進するため、町内会等が行う街頭防犯カメラの設置に対し、設置費の一部を補助する。

（補助対象経費の2分の1に相当する額（限度額：1台につき20万円まで））

（17）防犯パトロール隊への支援

地域で自主的に活動する防犯パトロール隊の結成促進及び活動支援を図り、市民が安心して暮らせる安全なまちづくりを推進するため、パトロール活動に必要な用品を支給する。

（1団体当たり50,000円以内、5年経過ごとに再支給可）

（18）青色回転灯装備パトロール車導入の支援

青色回転灯を装備した車両（青パト）の導入促進及び活動支援を図るため、青色回転灯や車両用拡声器などの青パト用品を支給する。

（1台当たり50,000円以内、5年経過ごとに再支給可）

（19）青パト活動費の補助

青色防犯パトロール隊の活動の促進を図るため、燃料費等の活動費を助成する。

(青パト 1 台当たり年額20,400円)

(20) 客引き行為等対策事業

客引き行為等禁止区域内における客引き行為等を防止するため、客引き行為等対策指導員を配置し、禁止区域内の巡回及び条例に基づき指導・警告・命令及び過料の処分等を行う。

(21) 犯罪被害者支援センターの活動支援

犯罪被害者やその遺族等の被害の回復や軽減を図るための支援活動を行っている「公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センター」に負担金を支出する。

(22) 犯罪被害者等支援事業

犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等を支援するために支援金等を支給し、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現を図る。

(23) 交通安全市民運動推進協議会

○目 的 交通事故を防止するため、市民総ぐるみの交通安全運動を積極的に推進する。

○主な事業

- ・春と秋の全国交通安全運動及び夏と年末年始の交通事故防止運動
- ・スクールゾーン委員会への助成及び交通安全母の会活動支援
- ・交通遺児等への見舞品贈呈
- ・自転車安全運転・盗難防止キャンペーン

(24) 児童通学保護員

○目 的 通学児童の登校時における道路交通の安全確保を図る。

○身 分 小学校長及びPTA会長が推せんする者の中から市長が任用する会計年度任用職員

○人 員 200人（令和8年度必要箇所数）

(25) 違法駐車対策

円滑な道路交通の確保と市民の安全で快適な生活環境を保持するため、広報・啓発活動を行い、駐車マナーの向上を図り、違法駐車を防止する。

(26) チャイルドシート使用促進

チャイルドシート使用の効果や正しい使用方法についての講習会を開催し、チャイルドシート未使用や不適正着用による事故防止を図る。

2 防災・危機管理

(1) 防災会議

○根 拠 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条の規定に基づき、設置している。

○目 的 市地域防災計画の作成及び実施の推進や、市長の諮問に応じて本市

の地域に係る防災に関する重要事項の審議等を行う。

(2) 災害対策本部

- 設置 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市長は災害対策本部を設置する。現地に於て、特別な対策を必要とするときは、現地災害対策本部を設置する。
- 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び本部員で構成する。また、本部に対策部を置き、それぞれ対策部長を置く。
- 配備 災害の規模等に応じて、次の配備（職員の招集）を行う。
- 第1配備 比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれのあるときで災害対策本部が設置されたとき。
- 第2配備 大きな災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。（広範囲にわたり、避難所を運営している場合など）
- 第3配備 大きな災害が発生し、被害が甚大と予想されるとき、又は甚大な災害が発生したとき。（災害救助法が適用された場合など）

(3) 国民保護法制関連事業

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）（平成16年法律第112号）第35条の規定に基づき作成した「鹿児島市国民保護計画」に基づき、国民保護に関する普及啓発を行い、市民への周知を図るとともに訓練など平素からの備えや予防に努めるなど、国民保護措置を総合的に推進する。

(4) 水防計画

水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定に基づき、鹿児島市域における水防事務の調整及び円滑な実施を図るため必要な事項を規定し、洪水、津波又は高潮等による水災の警戒・防御及び被害軽減を行い、もって公共の安全を保持することを目的とする。

※令和7年度から、市地域防災計画と一体化

(5) 防災行政無線

災害時における迅速・確実な情報伝達体制の確立のため、同報系防災行政無線（屋外拡声子局及び戸別受信機で住民等に情報伝達する無線設備）を平成24年度から26年度にかけて、全市一体的に整備し、27年度から全面運用を行っている。

設備の概要

- 親局 本庁 1
- 中継局 吉野中継局、吉田中継局、喜入中継局、松元中継局、郡山中継局
- 遠隔制御装置 吉田支所 1、桜島支所（桜島地区）1、桜島支所（東桜島地区）1、喜入支所 1、松元支所 1、郡山支所 1、消防局 1
- 屋外拡声子局 市内250局（このほかスピーカーなしが2局）
- 中央地域30局、谷山地域43局、伊敷地域24局、吉野地域18局、吉田地域29局、桜島地域34局、喜入地域31局、松元地域22局、郡山地域19局

(6) 国土強靱化地域計画（平成31年3月策定，令和4年3月改定）

国土強靱化基本法に基づき，いかなる事態が発生しても機能不全に陥らない，「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の構築を推進するために策定した鹿児島市国土強靱化地域計画の進捗管理を行うとともに，大規模自然災害等に備えた強靱な地域づくりを推進するため，国土強靱化地域計画を令和8年度に改定する。

(7) 自主防災組織育成促進事業

自主防災組織の結成に伴い，必要な資機材を整備する組織について，1組織当たり1回限り10万円を限度として補助を行う。

上記の資機材整備補助を受けてから，5年以上経過した組織について，1組織当たり1回限り7万円を限度として補助を行う。

また，防災意識の高揚を図るため，以下のいずれかを実施した組織について，1組織当たり，年2回限り，それぞれ2万円を限度に助成を行う。

- ① 地域防災マップの作成
- ② 危険箇所の防災点検の実施
- ③ 避難行動要支援者の支援訓練
- ④ 安否確認訓練
- ⑤ 炊き出し訓練

※注）2回目の助成は，1回目の活動と異なる場合に限る。

(8) 避難行動要支援者避難支援等事業

災害時に避難の手助けが必要な要介護者や重度の障害者など（避難行動要支援者）が，地域の中で避難の支援が受けられるようにするため，避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成等を行う。

(9) 原子力災害対策事業

市地域防災計画（原子力災害対策編）や市原子力災害対策避難計画に基づき，防災訓練や市民への広報等を行う。

(10) 防災資機材等備蓄事業

大規模災害の発生に備え，発災直後の避難生活に必要な資機材等を，小学校を中心とした防災拠点となる78カ所の避難所等や本庁・各支所に分散して備蓄を行い，防災対策の強化を図る。

(11) 災害時非常用電源備蓄事業

大規模災害発生による停電時などにおいて，速やかな電源の確保・供給を行うため，医療用機器にも対応した蓄電池を備蓄し，防災対策の強化を図る。

(12) 防災ラジオ運用事業

災害時に，より多くの市民に，避難情報等を迅速かつ確実に伝達するため，緊急放送を自動受信する防災ラジオを希望者に有償で提供する。

(13) 災害時避難行動力向上事業

災害時における市民の適切な避難行動の理解促進を図るため，防災リーフレットを

作成し、市内全戸に配布するほか、ハザードマップの更新等を行う。

(14)地域防災推進指導員

自主防災組織の結成の促進並びに活動に関する助言、各種防災訓練に係る支援業務等を行い、地域の防災力向上を図る。

3 桜島火山対策

(1) 火山防災トップシティ構想（平成31年3月策定）

桜島は、70年近くの長きにわたって火山活動を続けており、桜島及び周辺地域の住民生活をはじめ、農作物等各面にわたって大きな影響を与えている。

この活火山桜島を有し、麓や対岸に合わせて約60万人の市民が生活している本市では、これまでハード・ソフトの両面から火山防災対策に取り組み、さまざまな試行錯誤を経ながらその充実に努めてきた。

こうした本市の火山防災に係る取組は、長年の経験や実績に裏打ちされた実効性のある対策となっていることを踏まえ、市民と地域、事業者、研究機関・行政が一体となって、桜島に対する総合的な防災力の底上げを図るとともに、最先端の火山防災に取り組む「鹿児島市」を、火山の魅力も交えながら世界に発信することにより、交流人口に加え、関係人口の拡大を図るため、鹿児島市火山防災トップシティ構想を策定した。

【目指す姿】

桜島と共生していくための取組を、市民と地域、事業者、研究機関・行政が一体となって向上させながら、火山防災のモデル都市として、国内外の火山地域の被害軽減のために世界貢献を行う火山防災トップシティ

【取組の柱】

- ・大規模噴火でも「犠牲者ゼロ」を目指す防災対策

これまでの火山防災対策にさらに磨きをかけ、大規模噴火時においても、犠牲者が出ない体制の構築に取り組む。

- ・次世代に「つなぐ」火山防災教育

市民の誰もが桜島の成り立ちや火山の恵み、文化を学び、桜島への関心と愛着を育むとともに、火山災害時における対応を理解し、身につける火山防災教育の取組を推進する。

- ・「鹿児島モデル」による世界貢献

これまで培ってきた桜島の火山防災対策を、「鹿児島モデル」として、あらゆる機会を活用して発信することで、世界への貢献を目指す。

(2) 桜島火山爆発対策

桜島火山の大規模噴火又はその恐れがあり、大きな災害が発生すると認められるとき、異常現象の広報、避難、緊急輸送等の応急対策を実施し、住民の安全を図る。

火山爆発災害の特殊性、桜島の地形的態様からくる応急対策の困難性等を考慮するとともに、令和4年度は7月24日に発生した桜島の噴火警戒レベル5への引上げ時の課題等を踏まえ、桜島火山災害対策避難計画を修正したほか、広域避難の課題検討結果を踏まえ、大量軽石火山灰対応計画の修正を行った。さらに、気象庁が「気象等及

び噴火に関する特別警報の緊急速報メール」の配信を終了したことを受け、「噴火に関する特別警報の緊急速報メール」の配信を開始した。令和5年度は、新たに広域避難を中心とした先進事例の調査を行ったほか、引き続き市街地側の大量軽石火山灰対策の周知を図るとともに、県・関係市・関係機関と連携し、火山防災対策の推進に取り組んだ。令和6年度は、火山専門家を登用し、大規模噴火時の市民の避難に係る研究等を行う桜島火山防災研究所の設置に向けた準備に取り組んだ。令和7年度は、桜島火山防災研究所を設置し、大規模噴火降灰予測シミュレータの構築や広域避難交通シミュレーション等の研究等を行ったほか、京都大学防災研究所等と連携協力に関する協定等を締結した。

令和8年度は、大規模噴火降灰予測シミュレータの機能拡充や広域避難に関する市民アンケート調査に取り組むほか、2026火山砂防フォーラムを本市で開催する。

(3) 桜島火山対策の経緯

昭和38年度	市地域防災計画において、桜島爆発対策計画を策定
昭和46年度～	桜島火山爆発総合防災訓練を実施(以降毎年1月12日を目安に実施)
昭和47年度～	桜島降灰検診事業の実施(～平成20年度)
昭和48年度～	「活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律」制定 避難施設緊急整備地域の指定(桜島島内(鹿児島市及び桜島町)) 避難施設緊急整備事業、防災営農対策事業の実施 国による治山事業の実施
昭和50年度～	防災林業対策事業の実施
昭和51年度～	国による砂防事業の実施
昭和52年度～	鹿児島市降灰対策委員会設置、桜島火山活動対策協議会設置
昭和53年度～	「活動火山対策特別措置法」の制定、降灰防除地域の指定 降灰除去事業、降灰防除事業の実施
昭和59年度～	海面環境保全事業の実施
昭和60～63年度	桜島有村地区の集団移転事業の実施
昭和63年度	「鹿児島国際火山会議」開催
平成6年度	桜島火山防災マップ及びポケットブック作成・配布
平成10年度	「アジア活火山サミット」開催
平成22年度	桜島火山ハザードマップ作成・配布
平成24～25年度	桜島大正噴火100周年事業の実施
平成25年度	「国際火山学地球内部化学協会(I A V C E I) 2013年学術総会」開催
平成27年度	噴火警戒レベル4(警戒範囲3km)への引上げ対応(大規模噴火の可能性)
平成28年度	地域防災計画「火山災害対策編」を新設(風水害・火山災害対策編から分離) 桜島火山災害対策避難計画を策定
平成29年度	地域防災計画「火山災害対策編」に大量軽石火山灰対策を追加 桜島火山災害対策長期避難計画を策定 インドネシア共和国ジョグジャカルタ特別州スレマン県と火山防災等の交流促進に関する覚書締結

平成30年度	大量軽石火山灰を想定した車両走行・道路啓開作業検証実験を実施 2018火山砂防フォーラムの開催 桜島火山災害対策大量軽石火山灰対応計画（暫定版）を策定 鹿児島市火山防災トップシティ構想を策定
令和元年度	火山防災アドバイザー委員設置 桜島火山災害対策大量軽石火山灰対応計画を策定
令和2年度	広域避難シミュレーションの実施 桜島火山災害対策復旧・復興計画を策定
令和4年度	噴火警戒レベル5（警戒範囲3km）への引上げ対応（これまでみられたような噴火の激化）
令和6年度	火山防災専門官の登用 「噴火に関する特別警報の緊急速報メール」の改善（「警戒範囲」と「大規模噴火の兆候の有無」を記載）
令和7年度	桜島火山防災研究所の設置，火山防災専門員（火山防災・避難の各分野1名）の登用，京都大学防災研究所等との連携協定等の締結

（4）活動火山対策特別措置法の趣旨

火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受ける恐れがあると認められる地域等について、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針を策定し、警戒避難体制の整備を図り、避難施設、防災営農施設等の整備及び降灰除去事業の実施を促進する等特別の措置を講ずるとともに、火山調査研究推進本部を設置すること等により、活動火山対策の強化を図り、もって当該地域における住民、登山者その他の者の生命及び身体の安全並びに住民の生活及び農林漁業、中小企業等の経営の安定を図る。

（5）桜島火山災害対策委員会

桜島の火山災害対策についての庁内における総合施策を効果的に推進する。

（6）桜島火山活動対策協議会

桜島の継続的な火山活動に伴う対応策の協議，関係法令の整備充実，国・県への意見の反映を図るため要望活動を行うなど，その総合的施策を推進する。（昭和52年10月8日に設置）

組 織

鹿児島市，垂水市，霧島市及び鹿屋市で組織し，関係市の長，議長及び当該特別委員会委員長等を委員とする。

（7）避難施設の整備

桜島地域における退避舎や退避壕など避難施設の機能保持を図るため，必要な補修を行う。

(8) 令和8年度桜島火山対策事業費

(単位：千円)

事業費	令和7年度	令和8年度	増減	令和8年度財源内訳			事業内容
	当初予算額(A)	当初予算額(B)	(B)-(A)	国	県	市費等	
1. 降灰除去事業	1,210,777	1,201,174	▲ 9,603	614,825	8,157	578,192	
(1)道路降灰除去事業	774,615	769,128	▲ 5,487	409,645		359,483	路面清掃車のリース費用含む
(2)歩道緑地帯降灰除去事業	12,674	12,671	▲ 3	8,064		4,607	歩道の緑地帯内
(3)宅地降灰除去事業	293,692	293,365	▲ 327	142,303		151,062	
(4)公園降灰除去事業	20,557	20,515	▲ 42	9,350		11,165	公園内の駐車場や園路
(5)電車軌道敷降灰除去事業	80	80	0			80	
(6)学校校庭降灰除去事業	65,000	57,800	▲ 7,200	28,900		28,900	
(7)桜島スポーツ施設等降灰除去事業	1,000	1,000	0			1,000	溶岩グラウンド周辺
(8)本庁舎等降灰除去事業	32,154	35,030	2,876	16,563	8,157	10,310	本庁舎 118 青果市場 330 魚類市場 208 社会福祉施設等 34,225 観光施設 0 桜島支所庁舎 0 東桜島合同庁舎 0 教育総合センター50 市立病院 0 水道局 99 船舶局 0
(9)降灰除去機購入補助事業	50	50	0			50	商店街 50
(10)克灰袋配布事業	5,990	5,989	▲ 1			5,989	一般家庭 5,821 学校 168
(11)アーケード降灰除去補助事業	944	1,314	370			1,314	補助率2分の1・限度額20万円/回
(12)桜島降灰量観測委託事業	4,021	4,232	211			4,232	市内22地点観測
2. 降灰防除事業	62,736	34,515	▲28,221	0	0	34,515	
(1)児童福祉施設電気料補助事業	130	115	▲ 15			115	私立保育所(認可外) 12
(2)学校施設降灰防除施設整備事業	62,606	34,400	▲28,206			34,400	学校の特別教室等の空調設備更新等
3. 避難施設整備事業	223,763	227,275	227,275	43,000	0	184,275	
(1)避難施設補修事業	1,158	1,150	▲ 8			1,150	桜島支所(桜島地区) 50 危機管理課 1,100
(2)避難施設保守管理事業	193,170	196,543	3,373	43,000		153,543	避難港の施設維持費
(3)避難港泊地浚渫事業	27,300	27,300	0			27,300	〃
(4)防災無線保守管理事業	2,135	2,282	147			2,282	同報系防災無線保守
4. 融資制度	3,037	2,619	▲418	0	0	2,619	

事業費	令和7年度	令和8年度	増 減	令和8年度財源内訳			事業内容
	当初予算額(A)	当初予算額(B)	(B)-(A)	国	県	市費等	
(1)中小企業資金融資事業	3,037	2,619	▲ 418	0		2,619	災害対策資金・経営安定化資金(経済環境変化等)保証料補助, 災害対策資金利子補給金
5. 農林水産業対策事業	27,334	17,350	▲ 9,984	0	1,652	15,698	
(1)降灰地域土壌等矯正事業	0	0	0			0	土壌矯正資材購入費補助
(2)降灰地域茶安定対策事業	0	0	0		0	0	土壌改良用機械導入補助
(3)降灰地域果樹安定対策事業	0	0	0			0	被覆施設整備補助
(4)降灰地域野菜安定対策事業	0	0	0		0	0	被覆施設整備補助
(5)びわ病害虫防除対策事業	348	300	▲ 48			300	薬剤購入費補助
(6)耐灰性作物等導入促進事業	152	91	▲ 61			91	耐灰性作物導入補助
(7)びわ果実降灰被害防止対策事業	495	370	▲ 125			370	被覆資材購入費補助
(8)特産かんきつ生産安定対策事業	394	0	▲ 394			0	資材購入費補助
(9)降灰地域施設整備事業	11,262	10,628	▲ 634			10,628	被覆施設整備費補助 資材購入費補助
(10)降灰地域被覆施設整備更新事業	1,566	686	▲ 880		515	171	被覆資材更新経費補助
(11)飼料作物調製施設設置事業	1,842	0	▲ 1,842			0	飼料作物調製機械等の導入補助
(12)降灰地域畜産施設整備事業	0	0	0			0	桜島地域での畜産施設の整備補助
(13)降灰地域飼料作物確保対策事業	0	0	0			0	飼料作物調製施設, 収穫調製用機械等の整備補助
(14)農業用施設等災害復旧事業	11,000	5,000	▲ 6,000		1,000	4,000	桜島降灰除去
(15)海面環境保全事業	275	275	0		137	138	海面環境保全委託
6. 火山活動対策費	36,334	33,775	▲ 2,559	0	0	33,775	
(1)桜島火山活動対策協議会負担金	641	612	▲ 29			612	
(2)桜島火山活動対策事業費	34,872	32,280	▲ 2,592			32,280	桜島火山爆発総合防災訓練, 桜島火山防災研究事業等
(3)桜島砂防センター運営管理委託費	821	883	62			883	
合 計	1,563,981	1,516,708	▲47,273	657,825	9,809	849,074	

(9) 火山防災トップシティ推進事業

火山防災アドバイザー委員による助言・研修等を行うほか、PRリーフレットや動画等を活用し、桜島火山防災対策の積極的な情報発信に取り組む。

(10) 火山防災教育推進事業

火山防災教材の作成・配信をはじめ、市街地側の児童とその保護者を対象とした桜島訪問体験学習や専門家派遣による授業などに取り組む。

(11) 火山防災強化市町村連携事業

火山防災強化市町村ネットワーク（令和２年度設立，令和８年４月１日現在参画171市町村）において，引き続き，全国の火山地域の市町村と情報共有を図るとともに，連携して国等に対し，火山防災対策の強化を働きかける。

(12) 桜島火山防災研究事業

大規模噴火でも犠牲者ゼロを実現するため，桜島大規模噴火時の市民等の避難に係る研究を行い，火山防災対策の実効性の向上を図る。

(13) 火山砂防フォーラム開催支援事業

「火山を知り，火山とともに生きる」をテーマに，火山防災や砂防に係る啓発等を行う２０２６火山砂防フォーラムの本市開催を支援する。

